

大韓民国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、証拠調べの共助が行われたもの
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）			1 嘴託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文			韓国語
V 費用			必要

※ 家族関係登録に係る証拠調べ（調査嘱託）により戸籍謄本等の取得を要請する場合、嘱託先は、対象者の登録基準地または住所地の市（区）・邑・面の長としてください。
 ただし、調査嘱託書の宛先は、「大韓民国管轄裁判所」となります。